

入学料・授業料免除/奨学金のご案内

- ① 多くの学生が様々な経済支援制度を活用して充実した学生生活を送っています。
- ② 奨学金は給付・貸与など多くの募集があります。授業料免除等との併用も可能です。
- ③ 申請時期は入学前後に集中しているため、お早めにご準備されることをおすすめします。

日本学生支援機構 貸与型奨学金

※留学生(在留資格が「留学」の方)は対象外

国による支援で、経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行う制度です。採用されると原則修業年限まで奨学金が貸与されます。

【貸与金額】

- 第一種奨学金（無利子）
修士/専門職：50,000、88,000円/月
- 第一種奨学金授業料後払い制度（無利子）
授業料支援金：535,800円/年
生活費奨学金：0、20,000、40,000円/月
- 第二種奨学金（有利子）
50,000～150,000円/月
※法科大学院は190,000、220,000円/月も可

【申請時期】

4月初旬頃：申請要領等公開
5月上旬頃締切予定
※申請結果通知は7月頃

民間・地方公共団体の奨学金

民間奨学団体や地方公共団体による奨学金（給付・貸与）には、大学を通じて応募するものと個人で直接応募するものがあります。学内独自の奨学金もあります。

応募資格等は本学ウェブサイトを確認できます。

【申請時期】

募集団体により異なりますが、
3月下旬～4月下旬に集中します。
※申請後、学内外での選考あり

【本学の実績】

奨学団体：100以上（約7割が給付型）
奨学生数：例年延べ200名程度

（学部・大学院合計）

授業料・入学料の免除や徴収猶予の詳細は、同封の「2025年度入学料免除・徴収猶予(延納)、授業料免除・徴収猶予(延納・分納)の申請手続きについて」をご覧ください。

授業料免除

経済的理由等により、授業料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合には、授業料が免除される制度です。

【申請時期】

4月中旬（日にちは申請要領に記載）
※申請要領は2月下旬～配布
※申請結果通知は7月末

【免除者数】

例年400名程度（大学院合計。全額または半額）
（参考：大学院定員1,799名）

入学料免除

経済的理由等により、入学料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合には、入学料が免除される制度です。

【申請時期】

2月下旬～3月上旬
（研究科ごとに申請期間が異なります）
※申請要領は本学ウェブサイト配布中
※申請結果通知は7月末

【免除者数】

例年40名程度（大学院合計。全額または半額）
（参考：大学院入学者定員788名）

- 延納制度：授業料および入学料は、申請によって納入を一定期間延長することが認められる場合があります。
- 分納制度：授業料は、申請によって月ごとに分割した支払いが認められる場合があります。

■ 本学ウェブサイトのご案内
本学トップページ > 在学生の方へ > 経済支援



入学料免除



授業料免除



奨学金

【問合せ先】 一橋大学 学生支援課（国立西キャンパス本館1F）
※窓口は月～金（祝日除く）8:30～17:15
〒186-8601 東京都国立市中2-1
Tel: 042-580-8139 E-mail: scholarship@ad.hit-u.ac.jp